

# 楽農アカデミー 募集要項

## 1. 開講趣旨

今のお仕事を続けながら、農業を学び、将来的には小規模な農地を借りて営農を目指す方のために、神戸学院大学、JA兵庫六甲、神戸市による産官学連携の取組みとして「神戸ネクストファーマー制度」認定の農業プログラムを開講します。

JAが持つ野菜の栽培や販売のノウハウや、農業経営に必要な「技能」と「知識」を幅広く身に付けることができるだけでなく、大学教員による経営学（マーケティング、ブランディング）、栄養学などの講義を受講することができる特徴的なカリキュラムです。

## 2. 講座内容

開講期間： 2025年4月～2026年3月

開講曜日： 原則、土曜日（週1回を目途に開講）

10：00～12：00（座学）、13：30～17：00（農業実習）

※講義時間帯は変更となる可能性があります。

※天候や栽培状況によって、カリキュラムが変更となります。

※開講期間中は、受講生ごとに農地の一部を管理していただきます。開講日以外の作業が必要となる場合があります。

※座学は教科書やマニュアルに沿った理論が中心であり、実習等の実学と必ずしも連動しているわけではありませんのでご注意ください。

※座学は原則、土曜日に開講しますが、対面講義とオンデマンド講義を織り交ぜたものになりますのでご注意ください。

講義場所： 座学 神戸学院大学 有瀬キャンパス（神戸市西区伊川谷町有瀬518）

実習地 神戸市西区伊川谷町井吹（井吹南営農組合管理地）

## 3. 定員

25名

※最低開講人数は10名です。10名以下の場合は非開講となる可能性があります。

※申込者全員と面談を行い、定員を上回る応募があった場合は選考となる場合がございます。定員を大幅に超過し、申込者全員との面談が難しい場合は、応募フォームの内容をもとに、書類選考を行う可能性がございます。（結果は全員に通知いたします）  
なお、選考に係るお問合せには一切お答えできませんのでご了承ください。

#### 4. 応募資格

- ①ネクストファーマー制度の資格登録を希望する現役世代の方で、今のお仕事を続けながら、修了後は小規模の農地を借りて営農活動を行いたい方  
あるいは  
ネクストファーマー制度の資格登録を希望する定年退職後の（もしくは定年退職を見据えた）方で、これまで学んだ知識や技術、経験を活かしながら、本講座で農業の知識や技術を学び、農地を借りて実践を行いたい方
- ②18歳以上かつ普通自動車第一種免許を所持し、実習地までご自身が運転する車で移動できる方（実習地には駐車スペースを用意しています）  
※将来的に収穫物の販売まで手がけることが可能な方を想定しており、家庭菜園の延長や、趣味の園芸を想定している方の受講に本プログラムは適しておりませんのでご了承ください。

#### 5. 応募から受講まで

##### ①申込フォームから応募

募集期間： 2024年12月14日（土） ～ 2025年1月31日（金）

受講応募方法： 以下の URL もしくは右の二次元コードを読み取り、申込ください。

<https://forms.office.com/r/dThprcVYnB>



##### ②面談

日時： 2025年2月15日（土）、16日（日）で原則、申込者全員と1人10分程度の面談を行います。受講応募フォームにて可能な時間帯をすべてご入力ください。

場所： 神戸学院大学 有瀬キャンパス

※詳細は、個別にご案内します。

##### ③受講者の決定

上の②で面談を行った方全員に、選考結果を通知いたします。また、受講が決定した方には、受講決定通知および振込用紙を発送します。

##### ④受講料の振込

原則、2月28日（金）までに指定する講座に一括でお振込みいただきます。

※納入された受講料は原則として返金いたしません。

※クレジットカードでの支払には対応していません。

##### ⑤開講式と初回講義

日時： 2025年4月12日（土）10時～12時（受付9時30分～）

場所： 神戸学院大学 有瀬キャンパス

※詳細は受講決定通知に記載しますのでご確認ください。

（神戸市西区伊川谷町有瀬518）

## 6. 受講料（年額）

220,000 円（税込）

※受講料、保険等の実習費用、教材費を含む。交通費はご自身でご負担いただきます。

※分割支払いはできません。

## 7. 募集説明会

講義を担当する大学教員やJA職員からカリキュラムや講義の進め方などを説明します。質疑応答の時間も設けますので、不安のある方はぜひご参加ください。なお、本説明会の参加は必須ではありません。（ご都合が合わない方は、後日 HP に説明会の様子を動画で掲載します。）

- ・ 日 時 2024 年 12 月 19 日（木）19：00～20：00（予定）  
Zoom ミーティングを用いたオンライン開催
- ・ 申込方法 以下の URL もしくは二次元コードよりお申込ください。  
<https://forms.office.com/r/xb5fdsXWg8>
- ・ 申込締切 2024 年 12 月 18 日（水）



## 8. 受講証明書及び神戸ネクストファーマー制度

1 年間のプログラムを修了された方に「楽農アカデミー修了証」を交付します。~~また、2025 年度から、本講座を「履修証明プログラム」として開講し、別途「履修証明証」を電子的に発行する予定です。（2024 年 12 月 23 日、2025 年度は見送りとなりました。）~~

神戸ネクストファーマーになるためには、本プログラム修了後、以下のフローに従って、別途個人で申請が必要となります。本プログラムでは、必要書類の提出のサポートや農地の相談等、しっかりとサポートします。

- ① 1 日程度の安全講習の受講
- ② 神戸ネクストファーマー登録申請書、営農計画書の提出（提出先：神戸農政公社）
- ③ 農地の借受手続き（神戸市農業委員会に対する利用権設定の手続き）
- ④ 農業開始（神戸市内の 100 m<sup>2</sup>～1,000 m<sup>2</sup>未満の農地）
- ⑤ 2 年間の営農及び適切な農地管理を行うことで神戸市内の 1,000 m<sup>2</sup>以上の農地借用が可能

### ※「神戸ネクストファーマー制度」について

これまで農業に参入するためには、研修期間等で 1 年間の農業研修に専念しなければなりませんでした。本制度により、働きながらも可能な短時間の農業研修（100 時間程度）を受けることで、神戸市内の 100 m<sup>2</sup>から 1,000 m<sup>2</sup>未満の小規模な農地を借りることができます。詳しくは、神戸市のホームページ等でご確認ください。

#### 9. 個人情報の取り扱い

お申し込みされた方の個人情報については、「神戸学院大学個人情報保護規程」に基づき適正に取り扱います。個人情報は、

- ①本選考に関わる業務
- ②保険手続き等、受講のために必要な業務
- ③受講、証明書発行に関わる業務
- ④個人を特定できない統計資料作成とこれらに付随する事項を扱うために利用します。

個人情報は原則としてご本人の同意なく第三者に開示することはありません。ただし、次に掲げる場合は除きます。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき

#### 10. 反社会的勢力排除条項

反社会的勢力排除条項を別途定めています。詳細は「反社会的勢力排除条項」をご確認ください。

#### 11. 問い合わせ先

神戸学院大学 全学教育推進グループ 楽農アカデミー事務局（担当：藤野）

平日 9：00～17：30（11：45～12：45 は除く）

TEL：078-974-4692

MAIL：[zen@j.kobegakuin.ac.jp](mailto:zen@j.kobegakuin.ac.jp)

楽農アカデミーホームページ：<https://rakunou-nextfamer.com>

## 楽農アカデミーに係る反社会的勢力排除条項

神戸学院大学（以下、甲という）が提供する楽農アカデミー（以下、本プログラムという。）では、応募者及び受講者（以下、乙という。）に対し、反社会的勢力の排除に関する以下の条項が適用されます。

### 第一条（反社会的勢力の排除）

①乙は、本プログラムの申し込み時において、自己につき次の各号が真実であることを表明し、且つ、将来にわたっても次の各号を維持することを確約します。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員ではなくなった時から5年を経過しない者、暴力団の準構成員、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、政治運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、反社会的勢力をいう。）に該当していないこと
2. 自己若しくは第三者の不正の目的と図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力の威力を利用していると認められる関係を有していないこと
3. 反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等の関係を有していないこと
4. 前各号の他、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

②乙は、自ら又は、第三者を利用して次の各号を行わないことを確約します。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
5. 前各号に準ずる行為

③乙が前二項に違反した場合（第一項に基づく表明が虚偽であった場合を含む）、甲は催告を要しないで乙の本プログラムの受講を取り消すことができます。なお、この場合、甲は自らが被った損害を相手方に賠償請求します。

④前項に基づき受講が取り消された場合であっても、甲は相手方に対して損害賠償その他の一切の責任を負いません。

以上